

様式3

随意契約理由書

担当課

建築施設課

契約内容	契約件名	館山市立第三中学校校舎等施設解体工事監理業務			
	業務概要	工事請負契約書，設計図書等に基づき，工事が正確に，適正に実施されるように監理を行う。			
	契約金額	金3,080,000円(消費税及び地方消費税を含む)			
	契約締結日	令和3年4月1日			
	契約期間	令和3年4月1日 ~ 令和3年11月30日			
	契約の相手	習志野市津田沼1-15-11相和レジデンス101 株式会社相和技術研究所 千葉事務所			
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入れ	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ」	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
上記業者は、(仮称)第二・第三統合中学校建設工事実施設計業務(館山市立第三中学校校舎等解体工事含む)を受託しており、適正に設計業務を行い、当該工事内容、施工技術内容及び現場の状況を熟知しており、設計の趣旨を十分に反映し、正確・適切・迅速な工事監理ができる。					

様式3

随意契約理由書

担当課

スポーツ課

契約内容	契約件名	館山市営市民体育館耐震診断再算定業務委託			
	業務概要	市営市民体育館の耐震診断業務を委託する。			
	契約金額	金726,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年6月1日			
	契約期間	令和3年6月1日 ～ 令和3年6月30日			
	契約の相手	鴨川市横渚1067-3 第一亀屋ビル2階 株式会社サン建築総合事務所			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>施行予定である「館山市営市民体育館天井等撤去工事」について、工事後の耐震診断を行うこととなった。</p> <p>本業者は前回の耐震診断を行っており、その時の耐震診断データをもとに今回の工事後の耐震診断を行うことで、新たに耐震診断を行うより履行期間が短縮でき、かつ低価格となることから、本業者と随意契約を締結する。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課

学校給食センター

契約内容	契約件名	旧館山市学校給食センター解体工事監理業務	
	業務概要	工事請負契約書，設計図書等に基づき，工事が正確に，適正に実施されるように監理を行う。	
	契約金額	金3,190,000円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年5月31日	
	契約期間	令和3年5月31日 ～ 令和3年11月30日	
	契約の相手	館山市北条1355番地の45 有限会社 美建設計	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
上記業者は、旧館山市学校給食センター解体工事設計業務を受託しており、適正に設計業務を行い、当該工事内容、施工技術内容及び現場の状況を熟知しており、設計の趣旨を十分に反映し、正確・適切・迅速な工事監理ができる。			